

平成31年度税制改正

【1】機械装置等の投資減税の延長 —中小企業投資促進税制—

青色申告の一定の中小企業者等が取得・使用した一定の機械装置等について、30%の特別償却又は 7%の税額控除 (注) ができる特例措置の適用期限が 2 年間延長されます(2021 年 3 月 31 日まで)。

(注)税額控除は資本金 3,000 万円以下の中小企業又は個人事業主のみ

対象となる 設備	○機械及び装置(160 万円以上) ○測定工具及び検査工具(120 万円以上、1 台 30 万円以上かつ複数合計 120 万円以上) ○一定のソフトウェア(70 万円以上、複数合計 70 万円以上) ○貨物自動車(車両総重量 3.5トン以上) ○内航船舶(取得価格の 75%)
-------------	--

【2】経営力向上計画に基づく設備投資減税の延長 —中小企業経営強化税制—

中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却又は 10%の税額控除 (注) ができる特例措置の適用期限が 2 年間延長されます(2021 年 3 月 31 日まで)。

(注)資本金 3,000 万円超 1 億円以下の中小企業者等の税額控除率は 7%

●適用対象設備

類 型	生産性向上設備(A 類型)	収益力強化設備(B 類型)
要 件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比で年平均 1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置(160 万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30 万円以上) ◆器具備品(30 万円以上) ◆建物付属設備(60 万円以上) ◆ソフトウェア(70 万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械装置(160 万円以上) ◆工具(30 万円以上) ◆器具備品(30 万円以上) ◆建物付属設備(60 万円以上) ◆ソフトウェア(70 万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと 等	

また、働き方改革に役立つ次のような設備も適用対象であることが明確化されます。

- 工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等
- 作業場等に設置されるテレワーク用パソコン等

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

【3】利益改善等の指導を要件に追加 —商業・サービス業・農林水産業活性化税制—

商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導に基づいて取得・使用した経営改善設備に対して、30%の特別償却又は 7%の税額控除 (注) ができる特例措置について、下記の要件を追加した上、その適用期限が 2 年間延長されます(2021 年 3 月 31 日まで)。

(注)税額控除は資本金 3,000 万円以下の中小企業又は個人事業主のみ

追加される 要件	経営改善設備の投資計画において、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、「 <u>年間 2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれること</u> 」について認定経営革新等支援機関などの確認を受けること(2019 年 4 月 1 日以後の取得分から)。
-------------	---

出典：TKC 事務所通信

確定申告無料相談会のご案内

【不動産等の譲渡・贈与の相談日】3月5日(火) 【その他税金の一般的な相談日】 3月7日(木)

【場所】ベイヒルズ税理士法人【時間】10時～17時 【費用】無料(1時間以内)

※ 相談会のご予約は **0120-676-372** までお電話ください。